

第4回共済小委員会 議事要旨

○日時：平成27年3月3日（火曜日）13時00分～14時00分

○場所：経済産業省 別館11階 1111 各省庁共用会議室

○出席者

委員；

足立委員、伊藤委員、堤委員、浅野臨時委員、荒井臨時委員、荒牧臨時委員、安藤臨時委員、小野臨時委員、柏木臨時委員、寺岡臨時委員、半田臨時委員、平川臨時委員、深澤臨時委員、山本臨時委員

省内出席者；

丸山経営支援部長、桜町小規模企業振興課長

佐藤事業環境部長、米村長官官房参事官、渡辺経営支援課長、大槻経営安定対策室長、オプザーバー（独立行政法人中小企業基盤整備機構）；

増山理事、羽田理事、柴山業務統括役、宮澤部長、飯田参事

○議題：

- 1 小規模企業共済法制度の見直しについて（案）
- 2 小規模企業共済制度の平成27年度付加支給率について
- 3 今後のスケジュールについて

○質疑応答：

（議題1について）

委員：子に事業譲渡をした場合がA共済事由になり、法人成りし役員に就任しない場合が準共済事由のままだが、この違いはどこにあるのか。

事務局：今回の法改正の狙いは新陳代謝の促進。子に事業承継することは新陳代謝につながるため優遇する。事業承継自体にアドバンテージを与える趣旨。法人成りをすることへの優遇はしない。

委員：これまで掛金が払えなくて解約してしまっていた方が減額しながら続けられるようになる。この際、財政上の影響はないと判断したと理解している。

委員：契約者に対して、減額分については利息が付かないということを周知すべき。

事務局：共済財政上、減額を自由にできるということは掛金収入が減るという点でマイナス、利息が付かないという点ではプラスにはたらく。一方で、減額すれば受け取れる金額も減るので、大規模な減額は発生しないため、大きな影響はないと考え

ている。周知に関しても検討させていただきたい。

議題1については、頂いた意見等を踏まえた修正等を委員長一任として最終取りまとめをすることとする。

(議題2、3について)

委員：付加共済金は、来年度の運用収入や掛金等収入の見込みによる配当といいつつも、実際には実績に近いものを配当する仕組みになっているといえるのではないかと思う。

事務局：付加共済金は1年後を推計するため、現在の好調な状況をそのまま反映させると水面に出る可能性がある。しかし、運用環境は流動的であるため、推計基準時点の時価を横バイとして運用収入を見込んだところ、なお水面には出ないということになった。こうしたことから、ご指摘のとおり結果的に実績配当にほぼ近いものになっていると考えている。

委員：ガバナンスについては、リスク管理のための組織が話題になっているが、その中で、在り方検討会が今後どのように展開するか。

オガパー：現在、中小機構で実施している在り方検討会の発展型として、機構内のガバナンスについて意見を頂く機会をもらいたいとも考えている。

委員：環境は今後悪化することも懸念されている。どれくらいのスケジュール感で対応していくのか。

事務局：現行の低金利が一定期間続くと予想される一方で、アベノミクスの成果で金利が上がることも想定され、今後も、債券の自家運用が7割を占める現状の基本ポートフォリオのままでいいかは議論の余地がある。ゆっくり検討するわけではないが、よく考えて、在り方検討会の中で方向性を決めていかなければいけないと考えている。

委員：責任準備金は価格変動などに対するクッションのようなものではないか。もしそうでないとするれば、責任準備金とはどのようなものか。また、責任準備金はどのくらい積んでいるのか。

オガパー：責任準備金は、お約束している共済金を将来支払えるように積み立てているものであり、現在の契約者が将来予定通りやめた場合に、今いくら持っていなければいけないかを表す額であって、バッファーである価格変動準備金とは異なる。現在、約8兆5,000億円の責任準備金を積んでいる。

議題2について、委員長から「平成26年度の付加共済金の支給率については、ゼロとすることが適当であるという結論を本委員会の議決としたい。」と発言があり、本委員会の議決とした。

○問い合わせ先；

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課

電話：03-3501-2036

FAX：03-3501-7099

以上